

申請後の変更等の取扱いについて

日本鉄道施設協会

申請後の教育日又は対象者の変更等については、以下の通りです。不明な点がありましたら当協会まで問い合わせください。

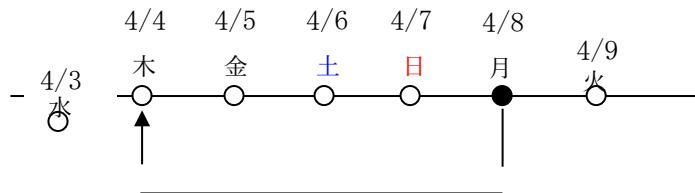
[受講を取り止める場合]

[受講者の代替及び受講日の変更を行う場合]

講習日の前々日（土日祝日を除く）の17:00まで変更を受け付け可能です。それ以降の変更は受け付けできません。

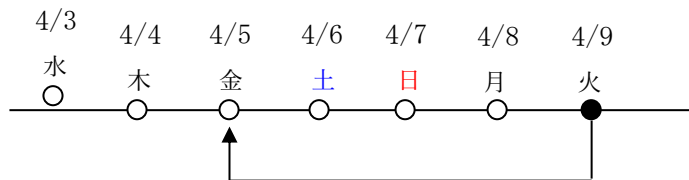
(例-1: 月曜日の講習の場合)

4月8日(月)の受講を予定した場合、4月4日(木)の17:00まで



(例-2: 火曜日の講習の場合)

4月9日(火)の受講を予定した場合、4月5日(金)の17:00まで



(例-3: 祝日をはさむ場合)

4月9日(火)の受講を予定し、4月4日(木)が祝日であった場合、4月3日(水)の17:00まで

